A4印刷（両面印刷可）

令和８年度（令和９年度任用）
品川区会計年度任用職員(英語専科指導員)申込書

写真貼付 (**データ貼り付け可**) ※撮影から6ヶ月以内のもの 縦４㎝×横３㎝ **※写真の場合、裏に氏名を記入**し貼付

品川区教育長　あて

会計年度任用職員(英語専科指導員)の応募について、以下のとおり申し込みます。

年　月　日現在

ふりがな										
氏　　名										
生年月日		年		月		日	年齢		歳	
電　　話										
メール アドレス										
現 住 所	〒									
最 寄 駅		線		駅	□	徒歩	□	バス	□	自転車	分）

注意事項

※英語専科指導員**以外**の職種は電子申請でお申し込みください。
※英語専科指導員と他の職種を併願する場合は紙での申込はできません。電子申請をご利用ください。

【電子申請URL】
https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/kusei/denshishinsei/index.html

入学年月	**卒業年月**	**学　　歴**

開始年月	**終了年月**	**職　　歴** **※指導経験に関する職歴を優先的に記載してください。科目、指導対象もあわせてご記載ください。**

年	**月**	**資　　格** **※「J-SHINE」,「英検」,「TOEIC」をお持ちの場合、必ず記載ください。また、「J-SHINE」については資格の種類まで記載ください。**

教員免許状

免許種別	**教科**	**取得年月日**	**申込時点で有効** **（有効な場合、✓）**
			□
			□
			□
			□

R8.11ver

あなたが有している知識や経験を品川区の学校教育へどのように活かしたいですか

【勤務希望調査】

1 勤務時間　勤務が可能な時間帯を記入してください

勤務可能時間　（　　時　　分　～　　時　　分　）

希望勤務時間　（　1 日　　時　間　）

2 勤務日数　１週間のうち勤務が可能な日数・曜日をご記入ください

勤務可能な日数　（　週　　日　）

勤務可能な曜日　（　勤務可能な曜日すべてに☑　□ 月　□ 火　□ 水　□ 木　□ 金　）

3 希望勤務先　希望する勤務先(学校等)があればご記入ください

希望する勤務先(学校等)　（　　）

4 社会保険

※週20時間以上の勤務の場合、共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険、雇用保険に加入となります。

5 誓約事項

私は、採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

１．　私は、令和８年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

なお、本誓約時に同法第２条第７項第６号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イから二に定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を誓約いたします。

２．　採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

□ 宣誓します。　✓を入れる

6 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

内容をご確認のうえ、誓約事項へのチェックをお願いいたします。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条

まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三　児童福祉法第六十条第一項の罪
四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
二　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
附　則
（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

□ 上記内容を確認いたしました。　✓を入れる

7 特定性犯罪事実確認のための日本版ＤＢＳの交付申請に対する同意

最終合格後、採用にあたっては、品川区教育委員会が「こども性暴力防止法関連システム」を通じて、法務大臣に「犯罪事実確認書」の交付を申請することに同意します。

□ 同意します。　✓を入れる

8 署名

私は、品川区会計年度任用職員採用選考を受験したいので申し込みます。
なお、私は、地方公務員法第16条の各号と、学校教育法第9条の各号のいずれにも該当しておりません。
また、この申込書のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

　　年　　月　　日　　氏名（自署）

R8.11ver